

# 令和7年度【西区小学校】学校開放利用団体登録について

## 1 利用期間

申請年度の4月1日から3月31日の1年間です。ただし、学校が閉庁となるお盆（8月9日～17日及び前後数日間）、年末年始（12月27日～翌1月4日及び前後数日間）は、原則事業を休止します。

※学校行事、工事、災害時の対応等で利用中止をお願いする場合がありますのでご了承ください。

## 2 小学校の利用団体について

(1) 利用団体の条件は以下のとおりです。

- ① 原則、小学校区に居住・勤務・通学する、10名以上のメンバーで構成される団体であること。
- ② 原則として屋内種目であること。（フットサルの場合は学校長の許可が必要）
- ③ 営利を目的としないこと。（営利とは：「指導者及び主催者が会員からの会費・謝金などにより、生計の全部もしくは一部を立てていることを指す」）

(2) 小学校の学校開放は、スポーツ振興会等が中心となり、自主運営を行っています。学校ごとに組織された「学校開放運営委員会」に加入し、「利用調整会議」へ出席する必要があります。

## 3 申請書の記入上の注意

「団体登録（変更）申請書」※記入もれがある場合は受付できません。

- ① 両面とも全ての項目を正確に記入してください。（別紙「学校開放利用の手引き」p.11～12参照）
- ② 事務連絡者は常時連絡の取れる方にしてください。（代表者の兼務可）
- ③ 事務連絡者の方は、団体登録申請時に「令和7年度 新潟市学校開放事務連絡者メール（団体登録申請用）」の登録が必要です。（「団体登録（変更）申請書」下部または別紙「令和7年度学校開放利用の手引き」p.3参照）
- ④ 代表者、事務連絡者を含む4名（子ども含まず）の方は住所・電話番号・勤務先等の明記をお願いします。
- ⑤ 小中高生だけで構成されている団体は利用時に同行できる代表者、事務連絡者として保護者もしくは指導者を登録してください。
- ⑥ 希望の曜日と時間を記入してください。※原則として2時間単位の利用になります
- ⑦ 利用できる曜日・時間は調整会議で決定します。

※新規団体には西区役所地域課から調整会議の日程を事務連絡者に連絡いたします。

## 4 申請書の提出について

### (1) 提出方法

#### 【新規団体】

窓口へ持参、郵送、メールで西区役所地域課へ提出してください。

\*メールで申請書を送付する場合は個人情報保護の観点から暗号化することを推奨します。

\*申請書に不備があった時は再度提出していただくことがあります。

申請書は次のいずれかの方法で入手できます。

○西区役所地域課の窓口（42番窓口）      ○新潟市のホームページ（「学校開放事業」で検索）

#### 【令和6年度からの継続利用団体】

運営主任が取りまとめ、西区役所地域課へ提出してください。（窓口へ持参、郵送、学校の連絡便でも構いません。）※FAXでの提出はできません。

(2) 提出期間 令和7年1月6日（月）～17日（金）必着 午後5時30分まで

## 5 その他

校区及び地区のスポーツ振興会主催事業へ積極的にご参加ください。

## 6 問合せ及び提出先

〒950-2097 新潟市西区寺尾東3丁目14番41号

西区役所地域課 文化・スポーツ担当

電話：025-264-7193 E-mail:chiiki.w@city.niigata.lg.jp

# 令和7年度【西区中学校】学校開放利用団体登録について

## 1 利用期間

申請年度の4月1日から3月31日の1年間です。ただし、学校が閉庁となるお盆（8月9日～17日及び前後数日間）、年末年始（12月27日～翌1月4日及び前後数日間）は、原則事業を休止します。  
※学校行事、工事、災害時の対応等で利用中止をお願いする場合がありますのでご了承ください。

## 2 西区開放中学校

内野 赤塚 中野小屋 小針 五十嵐 小新 黒埼（7校）

※坂井輪中学校は能登半島地震の影響により、令和7年度も募集を休止します。

## 3 利用団体の条件について

- ① 新潟市に居住・勤務・通学する、10名以上のメンバーによる団体であること。
- ② 原則として屋内種目であること。（利用可能種目は別紙1「利用可能中学校・種目」参照）
- ③ 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としないこと。（営利とは、「指導者及び主催者が、会員からの会費・謝金などにより、生計の全部もしくは一部を立てていること」を指す）
- ④ 小中高生だけで構成されている団体は、利用時に同行できる責任のある代表者・事務連絡者・指導者も必ず登録してください。

## 4 団体登録の申請について「団体登録（変更）申請書」

※原則、オンライン申請システム e-NIIGATA による申請をお願いします。

西区の申請フォームは下記の URL または二次元コードからアクセスできます。



<https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/procedures/apply/9dd4dd4f-b0e9-4576-b410-686362d56a4f/start>

※「e-NIIGATA」を初めて利用される場合は、はじめに利用者登録が必要です。個人利用として新規登録をお願いします。

**申請フォームの受付期間は令和7年1月6日（月）～17日（金）午後5時30分です。**

注）申請は原則オンライン申請です。パソコンやスマートフォンを所持していない等の理由でオンライン申請ができない場合は、次のいずれかの方法で申請書類を入手して申請ください。

- ①新潟市のホームページからダウンロードする  
（トップページ内検索で「学校開放事業」と検索→学校開放事業ページ「団体登録（変更）申請書」）
- ②メールで受け取る（「件名【学校開放】団体登録（変更）申請書受け取り希望」として [chiiki.w@city.niigata.lg.jp](mailto:chiiki.w@city.niigata.lg.jp) あてにメール送信してください。）
- ③西区役所地域課の窓口（42番）で受け取る  
平日（12月29日から1月3日及び土日・祝日を除く）の8：30から17：30まで

上記①～③のいずれかで入手した申請書に記入する際は「学校開放の手引き p11・12 記載例」を参照してください。

- ①全ての項目を正確に記入してください。
  - ②別紙1「利用可能中学校・種目」を参照し、「希望学校名」・「希望曜日」を1つ記入してください。
  - ③事務連絡者は常時連絡の取れる方にしてください。（代表者の兼務可）
  - ④緊急時の連絡のためメールアドレスを必ず記入してください。また、事務連絡者の方は、「令和7年度 新潟市学校開放事務連絡者メール（団体登録申請用）」を登録し、チェック☑を記入してください（手引き p3 参照）。  
※オンライン申請を行った方は、事務連絡者メールの登録作業は不要です。
  - ⑤代表者、事務連絡者を含む4名（子ども含まず）の方は、住所・電話番号・勤務先等を明記してください。
- ※「代表者・事務連絡者」は常時練習に参加できる方、利用について責任をもって管理できる方を選任していただくようお願いします。

## 5 申請書の提出について

【受付期間】 令和7年1月6日（月）～17日（金）午後5時30分まで **必着**  
開庁時間 月～金曜日の午前8時30分～午後5時30分（土日・祝日を除く）

【提出方法】 **原則、オンライン申請**  
オンライン申請できない場合は、窓口へ持参・郵送・メールで下記までご提出ください。

- ・FAXでの提出はできません。
- ・申請書に不備があった際には、再度提出していただくことがあります。
- ・メールで申請書を送付する場合は、個人情報保護の観点から暗号化することを推奨します。
- ・メールの場合は件名を「新年度学校開放団体登録」として送信ください。

### 【問い合わせ及び提出先】

〒950-2097

新潟市西区寺尾東3丁目14番41号

西区役所地域課 文化・スポーツ担当

電話：025-264-7193 E-mail:chiiki.w@city.niigata.lg.jp

## 6 一次抽選会及び説明会について

団体登録申請で重複した場合は抽選により利用枠を決定します。重複がなかった団体は一次抽選会への出席は不要です。後日、定期利用申請書等を提出していただきます。

抽選方法は**別紙2**の「抽選方法について」をご覧ください。

**日 時：令和7年2月5日（水） 19：00 開始（時間厳守）**

**会 場：黒崎市民会館（西区鳥原909-1）**

※会場のお間違えのないようお願いします。

- ① 抽選会の会場及び駐車場には限りがあるため、抽選会への参加は、**必ず1団体1名**でお願いします。**本人確認のため、運転免許証等の身分証明書をご持参ください。**
- ② 当日欠席の団体は、利用しないものとみなします。
- ③ 登録メンバー以外の代理出席はできません。

※天候不良等により、安全に開催できないと判断した場合は、西区地域課による抽選で決定させていただきます。その際は、事務連絡者あてにメールでご連絡いたします。

## 7 二次抽選会について

一次抽選会後の空き枠について**全市一斉の抽選会**を行います。

日 時：令和6年2月18日（火）19:00 開始（時間厳守）

会 場：新潟市役所 本館6階講堂

※一次抽選会で抽選に外れた団体が対象です。

## 8 その他

- ・二次抽選会後の空き枠問い合わせについて（申請した場合、利用開始は令和7年5月からになります）**令和7年3月11日（火）午前9時（平日のみ）**から、先着順で受け付けます。
- ・説明会は実施しません。
- ・学校開放のきまりを守れない団体や、不正申請、不正登録を行った団体は、年度途中でも利用を中止していただきますのでご承知おきください。

# 別紙1 ■利用可能中学校・種目

## 【体育館】

曜 日：月曜～土曜 19:00～21:00

団 体 数：各学校において、各曜日2団体ずつ(ただしソフトテニスは、各学校において、各曜日1団体ずつ)

利用種目：下表のとおり(○:可、空欄:不可、※:用具がない等の利用制限あり、◎:管理指導員配置校)

種目	バスケットボール	バドミントン	バレーボール	ソフトバレーボール	キンボールスポーツ	卓球	合気道	少林寺拳法	マーシャル・アーツ	空手	柔道	フットサル	ソフトテニス	(サッカー (トレーニング程度))	剣道	(新)体操
学校																
内野	○	○	○				○	○	○	○		※		※	○	※
赤塚	○	○	○	○			○	○	○	○			○			
中野小屋 ◎	○	○	○	○			○	○	○	○			○			
小針	○	○	○	○		○	○	○		○		※	※	○	○	○
五十嵐		○			※	※				○						※
小新	○	○	○		○								○			
黒埼	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○	○

## 【武道場】

曜 日：月曜～土曜 19:00～21:00

団 体 数：各学校において、各曜日1団体ずつ

利用種目：下表のとおり(○:可、空欄:不可)

種目	卓球	合気道	少林寺拳法	マーシャル・アーツ	空手	柔道	剣道
学校							
内野		○	○	○	○	○	○
赤塚	○						
小針		○	○		○	○	○
小新					○		○
黒埼							○

## ■その他

【体育館】内野中学校は川側の窓・扉が締め切りとなります。

【武道場】内野中学校の畳の上げ下ろしは各団体で行っていただきます。

中野小屋中学校は、管理指導員を配置しています。

それ以外の6校(内野・赤塚・小針・五十嵐・小新・黒埼)は管理指導員を配置していないため、学校を利用する団体は、利用日に下表の鍵貸出し施設で鍵を借り、開錠・施錠、戸締り、消灯の確認を行っていただきます。

### 【鍵貸出し施設】

利用学校名	鍵貸出し施設	備考
内野	西地区公民館(西区内野町 603)	祝日は学校に管理指導員がいますので鍵を取りに行く必要はありません。
赤塚	ファミリーマートみずき野店(西区みずき野 2丁目 8-11)	
小針	セブンイレブン新潟小針1丁目店(西区小針 1-30-5)	
五十嵐	西総合スポーツセンター(西区五十嵐 1の町 6368-48)	毎月第3水曜日が休館日のため、水曜日の利用団体は、利用当日の17時まで鍵を借りてください。
小新	ファミリーマート小新店(西区小新西 2丁目 10-23)	
黒埼	黒埼地区総合体育館(西区金巻 746-1)	毎月第1月曜日が休館日のため、月曜日の利用団体は、利用当日の17時まで鍵を借りてください。

## 抽選方法について

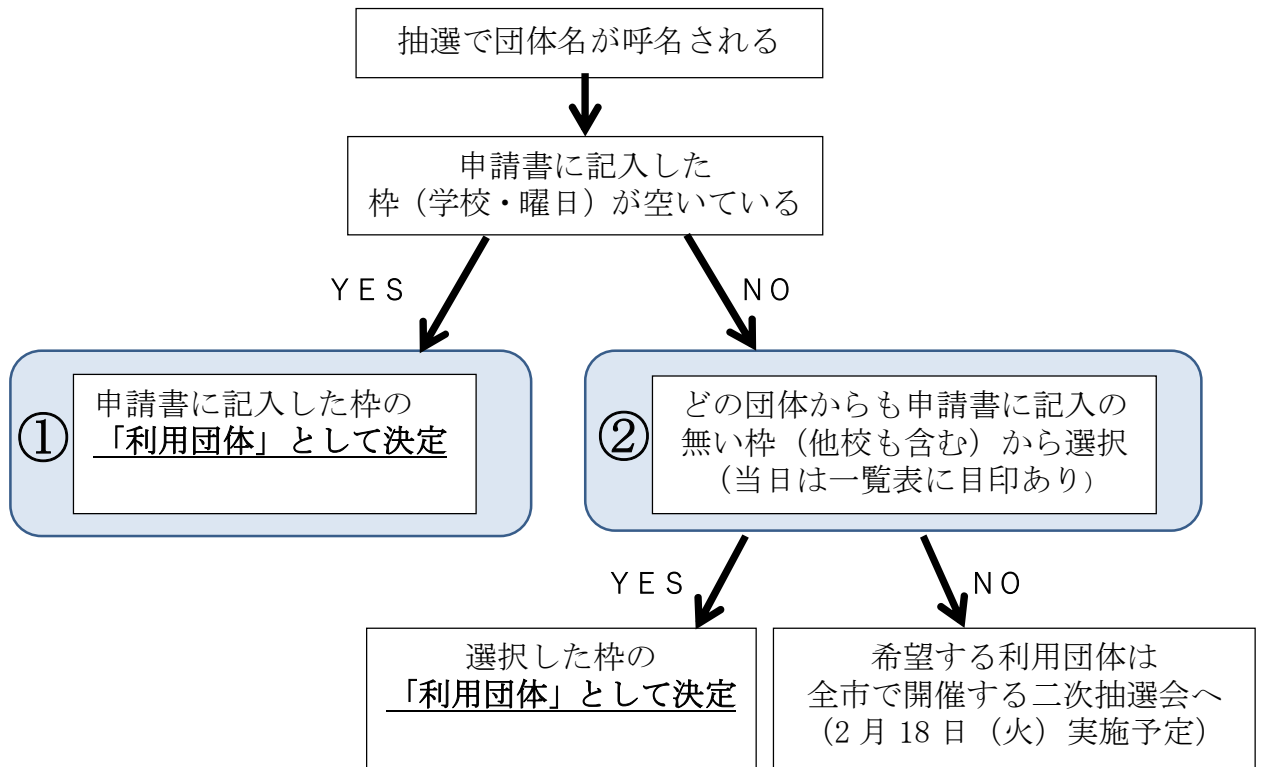
各団体が申請書に記入した枠（学校・曜日）を優先します。

まず、抽選で呼ばれた団体から順に、申請書に記入した枠の「利用団体」として決定します。  
(下図①)

申請書に記入した枠が先に選ばれて残っていない場合は、どの団体からも申請書に記入のない枠（他校の枠も含みます）から選択いただきます。(下図②)

何卒ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

### 「抽選会フロー」



# 令和7年度 内野小学校ナイター利用団体登録について

## 1 利用期間

申請年度の4月1日から11月30日です。ただし、学校が閉庁となるお盆（8月9日～17日及び前後数日間）は、原則事業を休止します。

※学校行事、工事、災害時の対応等で利用中止をお願いする場合がありますのでご了承ください。

## 2 利用団体の条件について

- ① 新潟市に居住・勤務・通学する、10名以上のメンバーによる団体であること。
- ② 種目はサッカー・ソフトボールであること。
- ③ 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としないこと。（営利とは、「指導者及び主催者が、会員からの会費・謝金などにより、生計の全部もしくは一部を立てていること」を指す）
- ④ 2ヶ月毎に西区役所地域課へ利用確認の連絡をすること。
- ⑤ ナイター施設及び用具庫の鍵の管理ができる団体のみ利用できます。

## 3 団体登録の申請について「団体登録（変更）申請書」

**※原則、オンライン申請システム e-NIIGATA による申請をお願いします。**

下記、URL または二次元コードより申請してください。



<https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/procedures/apply/9dd4dd4f-b0e9-4576-b410-686362d56a4f/start>

※「e-NIIGATA」を初めて利用される場合は、はじめに利用者登録が必要です。個人利用として新規登録をお願いします。

**申請フォームの受付期間は令和7年1月6日（月）～17日（金）午後5時30分です。**

注）申請は原則オンライン申請です。パソコンやスマートフォンを所持していない等の理由でオンライン申請ができない場合は、次のいずれかの方法で申請書類を入手して申請ください。

- ①新潟市のホームページからダウンロードする  
（トップページ内検索で「学校開放事業」と検索→学校開放事業ページ「団体登録（変更）申請書」）
- ②メールで受け取る（「件名【学校開放】団体登録（変更）申請書受け取り希望」として [chiiki.w@city.niigata.lg.jp](mailto:chiiki.w@city.niigata.lg.jp) へてにメール送信してください。）
- ③西区役所地域課の窓口（42番）で受け取る  
平日（12月29日から1月3日及び土日・祝日を除く）の8：30から17：30まで

上記①～③のいずれかで入手した申請書に記入する際は「学校開放の手引き p11・12 記載例」を参照してください。

- ①全ての項目を正確に記入してください。
- ②事務連絡者は常時連絡の取れる方にしてください。（代表者の兼務可）
- ③緊急時の連絡のためメールアドレスを必ず記入してください。また、事務連絡者の方は、「令和7年度 新潟市学校開放事務連絡者メール（団体登録申請用）」を登録し、チェック☑を記入してください（手引き p3 参照）。  
※オンライン申請を行った方は、事務連絡者メールの登録作業は不要です。
- ④代表者、事務連絡者を含む4名（子ども含まず）の方は、住所・電話番号・勤務先等を明記してください。
- ⑤小中高生だけで構成されている団体は利用時に同行できる代表者、事務連絡者として保護者もしくは指導者を登録してください。

※「代表者・事務連絡者」は常時練習に参加できる方、利用について責任をもって管理できる方を選任していただくようお願いします。

## 4 申請書の提出について

【受付期間】 **令和7年1月6日（月）～17日（金）午後5時30分まで** **必着**  
開庁時間 月～金曜日の午前8時30分～午後5時30分（土日・祝日を除く）

【提出方法】 **原則、オンライン申請**  
オンライン申請できない場合は、持参・郵送・メールで下記までご提出ください。

- ・FAXでの提出はできません。
- ・申請書に不備があった際には、再度提出していただくことがあります。
- ・メールで申請書を送付する場合は、個人情報保護の観点から暗号化することを推奨します。
- ・メールの場合は件名を「新年度学校開放団体登録」として送信ください。

### 【問い合わせ及び提出先】

〒950-2097

新潟市西区寺尾東3丁目14番41号

西区役所地域課 文化・スポーツ担当

電話：025-264-7193 E-mail:chiiki.w@city.niigata.lg.jp

## 5 抽選会及び事前説明会について

各団体からの申請に基づき、下記のとおり抽選会及び説明会を開催し、利用日を決定します。

日 時：令和7年2月7日（金） 19：00 開始（時間厳守）

会 場：西区役所1階 105会議室（健康センター棟）

持ち物：**本人確認のため、運転免許証等の身分証明書をご持参ください。**

※抽選会がない場合は説明会のみを行います。

※天候不良等により、安全に開催できないと判断した場合は、西区地域課による抽選で決定させていただきます。その際は、事務連絡者あてにメールでご連絡いたします。

## 6 利用方法について

### ① 利用連絡について

2か月に1度、西区地域課に利用日の連絡をしてください。その際に行事等で施設が利用できない日をお知らせいたします。

### ② 鍵の管理について

ナイター設備の鍵及び用具庫（トンボ等が入っている）の鍵を各団体が持ち、管理していただきます。

### ③ 利用料について

事前にナイター利用券を購入してください。

利用後に利用時間分のナイター利用券を専用の台紙に貼り付けてください。

台紙は月に1回西区役所地域課に提出してください（提出方法は以下のとおり）。

**※ナイター利用券の利用期限は年度内になりますのでご注意ください（未使用のナイター利用券の払戻しは、発行年度の3月31日までとなっています）。**

#### 【ナイター利用券の提出方法】

西区役所地域課に直接持参または郵送（1か月分まとめて）

### ④ 芝生部分の利用について

芝生の状況により、植え込み工事等が行われ、利用不可となる場合がありますのでご了承ください。

**※芝生箇所はスパイクの使用は禁止です。**